

# センター通信 (指導業務課)

大 夕 指	第 50 号
年 月 日	令和 6年 8月16日
添付書類	有 ( 葉 ) ・ ( 無 )

宛 先	各 位
差 出 人	公益財団法人 大阪タクシーセンター
件 名	北規制地区 自動車乗入れ禁止区域への不法乗入れについて

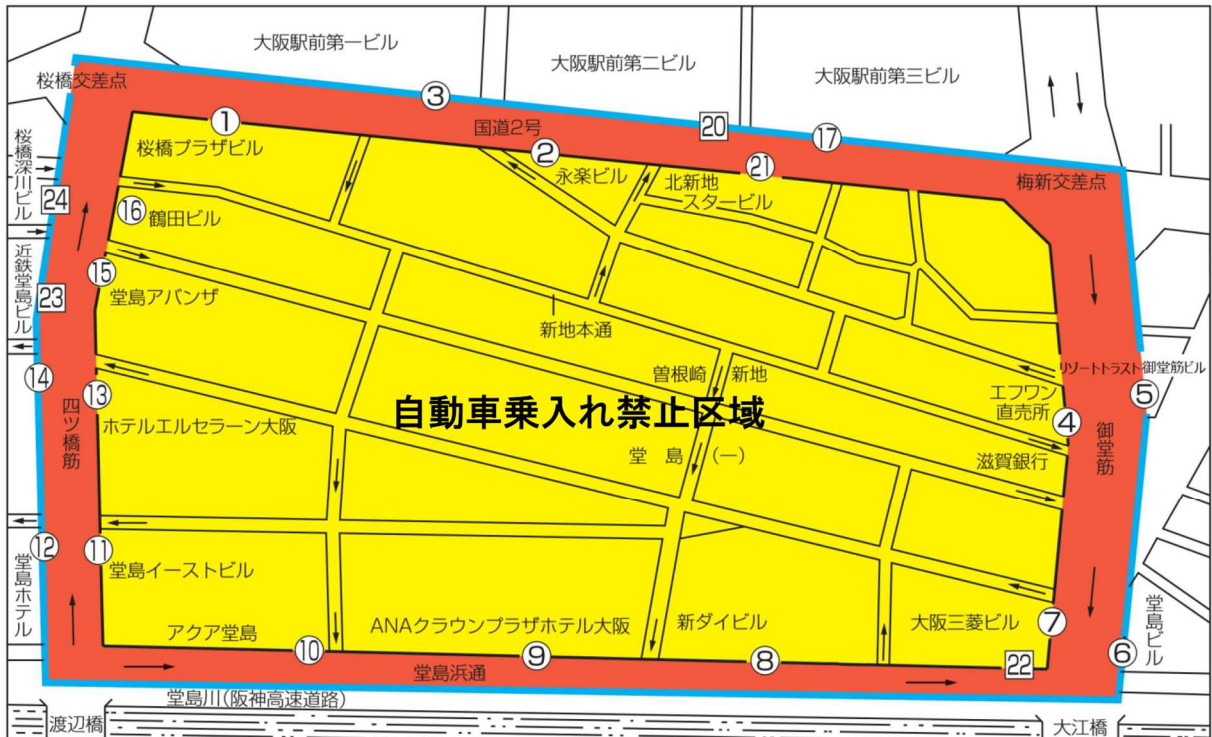
平素は、当センターの業務運営に格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件について、北規制地区においては、乗車禁止地区や自動車乗入れ禁止区域が設けられていますが、最近、自動車乗入れ禁止区域へ**不法乗入れ**をするタクシー（特に新人ドライバー）が**大幅に増えて**おります。

各事業者様におきましては、運転者に周知いただくとともに、自動車乗入れ禁止区域へ不法乗入れすることのないよう指導徹底をお願いします。

※センターでは、北規制地区を最重点指導場所とし、**街頭指導を強化**しております。

## <北規制地区>



### ※自動車乗入れ禁止時間

(22時～翌1時、規制時間の始まりが日曜・休日、1月2日及び3日の場合を除く)

本通信に関する問い合わせ先  
〒538-0053 大阪市鶴見区鶴見 4-5-9  
公益財団法人 大阪タクシーセンター  
指導業務課 TEL 06-6933-5617 FAX 06-6933-5612

センター通信をはじめ、センターから発信する情報は、ホームページでご覧になれます。  
新しい情報の発信に努めますので、ご活用ください！